

令和8年度第1回教育委員会会議日程

開催期日 令和8年4月27日(月)
開催時間 14時00分
開催場所 芽室町役場2階応接室・会議室

開 会

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 前会議録の承認
- 日程第3 教育長の報告
- 日程第4 報告第1号 就学指定校変更(学校選択)認定の件(非公開)
- 日程第5 報告第2号 芽室町奨学金貸付の件(非公開)
- 日程第6 報告第3号 区域外就学認定の件(非公開)
- 日程第7 議案第1号 芽室町立学校における働き方改革推進プラン改定の件
- 日程第8 議案第2号 芽室町立学校管理規則中一部改正の件
- 日程第9 議案第3号 芽室町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則中一部改正の件
- 日程第10 議案第4号 芽室町教育支援委員会委員委嘱の件
- 日程第11 議案第5号 芽室町教育研究所職員委嘱の件
- 日程第12 議案第6号 芽室町立学校における学校運営協議会委員委嘱の件
- 日程第13 議案第7号 芽室町社会教育委員委嘱の件
- 日程第14 議案第8号 芽室町地域クラブ推進協議会委員委嘱の件
- 日程第15 議案第9号 芽室町図書館協議会委員委嘱の件
- 日程第16 議案第10号 令和8年度芽室町一般会計教育費補正予算の議案に対する意見申し出の件(非公開)
- 追加日程第1 議案第11号 訴えの提起に関する議案に対する意見申し出の件(非公開)

閉 会

日程第 4

報告第 1 号

就学指定校変更（学校選択）認定の件（非公開）

芽室町立小、中学校通学区域制度の弾力的運用に関する要綱第 7 条の規定に基づく
就学指定校の変更について、報告します。

令和 8 年 4 月 2 7 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

芽室町立小、中学校通学区域制度の弾力的運用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、芽室町立小、中学校通学区域に関する規則（昭和49年教育委員会規則第2号）で定める通学区域以外の芽室町立小学校及び中学校（以下「学校」という。）への就学を、保護者の希望で選択可能とすることにより、学校の通学区域制度の弾力的運用を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 通学区域以外の学校へ通学できる者は、芽室町内に住所を有する就学予定者及び在校生とする。

(定義)

第3条 この要綱において使用する用語の意味は、学校教育法（昭和22年法律第26号）及び学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 特定地域 就学予定者及び在校生の現住所に係る通学区域の学校（以下「指定校」という。）に通学するよりも隣接する学校へ通学することにより、通学距離が短縮される地域で別表に定める地域をいう。
- (2) 隣接校 指定校に隣接している芽室西小学校及び芽室西中学校をいう。
- (3) 受入可能人数 学校の施設状況、将来の人口予測等を考慮し、教育委員会が別に定めるところにより、特定地域からの就学予定者及び在校生を受け入れることができる人数をいう。

(学校選択)

第4条 次に掲げる者の保護者で通学区域以外の学校への就学を希望する者は、隣接校を選択（以下「学校選択」という。）することができる。

- (1) 芽室町内の特定地域に住所を有し、学校の第1学年に入学する者
- (2) 芽室町内の特定地域に転入し、学校へ転入学する者
- (3) 第1号で隣接校の入学を希望した者の兄又は姉

(申請)

第5条 保護者が前条の規定による学校選択を行う場合は、学校選択希望申請書（第1号様式）を教育委員会へ提出しなければならない。

2 前項の申請は、教育委員会が別に定める期間内にしなければならない。

(申請取下げ)

第6条 前条の規定により申請をした保護者は、当該申請を取り下げる場合は、教育委員会が別に定める期間内に、学校選択希望申請取下げ書（第2号様式）を教育委員会に提出するものとする。

（就学指定）

第7条 保護者が学校選択を申請した場合、教育委員会は原則として当該選択校を就学すべき学校として指定するものとする。

（抽選）

第8条 教育委員会は、前条の規定にかかわらず受入可能人数を超える申請があつた場合には、公開による抽選により決定するものとする。

2 教育委員会は、抽選を実施する場合は保護者にその旨を通知するものとする。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成26年4月1日以降に学校選択する者から適用する。（平成25年9月10日決定）

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。（令和6年6月19日決定）

別表（第3条関係）

特 定 地 域	
通学区域	幸町区 柏木町区 北町区 弥生西町区 弥生北町区の一部（芽室町東1条10丁目から芽室町東6条10丁目4～8番地まで）

日程第5

報告第2号

芽室町奨学金貸付の件（非公開）

芽室町奨学金貸付条例第5条第2項の規定に基づき、奨学金の貸付けを行うこととしたので、報告します。

令和8年4月27日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

○芽室町奨学金貸付条例（抜すい）

令和元年6月17日条例第16号

（貸付対象者）

第2条 奨学金は、次に掲げる条件を備えた学生に対して貸し付ける。

- （1） 経済的理由により奨学金を必要としていること。
- （2） 父、母又はそれに代わり学生を監護していると町長が認める者（以下これらの者を「保護者」という。）が芽室町内に居住していること。
- （3） 学生及び学生の保護者が、町税及び国民健康保険税を完納していること。

（貸付決定及び通知）

第5条 町長は、前条の申請があったときは、貸付けの適否を決定し、申請者に通知するものとする。

2 町長は、貸付けの適否を決定したときは、教育委員会に報告するものとする。

日程第 6

報告第 3 号

区域外就学認定の件（非公開）

学校教育法施行令第 9 条第 1 項の規定に基づく区域外就学の認定について、報告します。

令和 8 年 4 月 2 7 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

○学校教育法施行令（関係条文抜すい）

（昭和二十八年十月三十一日）

（政令第三百四十号）

（区域外就学等）

第九条 児童生徒等のうち視覚障害者等以外の者をその住所の存する市町村の設置する小学校又は中学校(併設型中学校を除く。)以外の小学校、中学校又は中等教育学校に就学させようとする場合には、その保護者は、就学させようとする小学校、中学校又は中等教育学校が市町村又は都道府県の設置するものであるときは当該市町村又は都道府県の教育委員会の、その他のものであるときは当該小学校、中学校又は中等教育学校における就学を承諾する権限を有する者の承諾を証する書面を添え、その旨をその児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に届け出なければならない。

2. 市町村の教育委員会は、前項の承諾(当該市町村の設置する小学校又は中学校(併設型中学校を除く。)への就学に係るものに限る。)を与えようとする場合には、あらかじめ、児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に協議するものとする。

（昭三六政二九一・昭五三政三一〇・平一〇政三五五・平一〇政三七二・平一四政一六三・平一九政五五・一部改正）

日程第7

議案第1号

芽室町立学校における働き方改革推進プラン改定の件

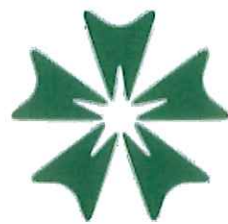
芽室町立学校における働き方改革推進プランの改定について、決定しようとするものであります。

令和8年4月27日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

芽室町立学校における 働き方改革推進プラン

(第3期)



令和6年4月改定
(令和8年4月一部改定)
芽室町教育委員会

I はじめに

「Society5.0」の訪れに加え、3年以上にわたる新型コロナウイルス感染症の影響による社会の変化、DX・GXの進展など社会が加速度的に変化し、先行きが不透明で予測困難な時代となる中で、人々の行動・価値観が大きく変化しています。

このように学校や社会を取り巻く環境が変化し、子どもたちが抱える課題が多様化する中、学校や教職員に求められる役割はますます拡大し、教職員の長時間労働が問題となっています。

令和4年度に北海道教育委員会（以下「道教委」）が実施した「教育職員に係る勤務実態調査」では、前回（令和元年度）と比較し、一定の縮減効果が認められる一方で、未だ多くの教職員が長時間勤務となっているという結果が出ており、当町においても同様の傾向があるものと認識しています。

新型コロナウイルス感染症対策を徹底しながら、子どもたちの学びを最大限に保障するという観点に立って、教員が授業や授業準備に集中し、子どもたちと向かい合う時間を確保し、健康でいきいきとやりがいを持って働きながら、学校教育の質を高められる環境を構築することは大変重要です。

こうしたことから、芽室町教育委員会として学校現場の業務改善に向けた、これまで以上に実効性のある取組に関し、道教委の取組を参考にしながら、校長会及び教頭会とも協議を進め、今後、一層取組んでいく必要があります。る事項を整理しました。

こうした中、令和7年6月に公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下「給特法」という。）が改正され、教育職員のサービスを監督する教育委員会に対して、「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定・公表が義務付けられるとともに、計画を総合教育会議に報告する仕組みが新たに設けられました。

II 働き方改革推進プラン（第3期）の基本的な方針

1) 働き方改革推進プラン（第3期）の性格

- ・ 本プランは、改正後の給特法第8条第1項に定める「業務量管理・健康確保措置実施計画」として、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針に即して定め、必要な事項を定めるものであり、加えて町内全ての学校が働き方改革を進めるために、教育委員会が策定するものであります。
- ・ 本プランについては、今後の北海道の動向や学校における取組状況などを見極めながら、必要に応じて適宜見直しを行います。

2) 取組の方向性

- ・ これまでの働き方を見直し、教育が業務の質を高めるとともに、日々の生活や教職人

生を豊かにすることで、自らの専門性や人間性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行い教員の質を高めるといふ、働き方改革の目指す理念を共有しながら、取組を実行します。

- ・ 「学校における働き方改革」は、学校はもとより、北海道、町、更には家庭、地域等を含めた全ての関係者がそれぞれの立場で、学校種による勤務態様の違いや、毎日子どもたちと向き合う教員という仕事の特性も考慮しつつ、その解決に向けて取り組んでいくことが重要です。

3) 働き方改革推進プランの目標と目指す姿、重点的に実施する取組及び取組期間

本プランに定める在校等時間の上限の遵守に向けて、次のとおり目標、重視する視点、重点的に実施する取組及び取組期間を設定します。

【目標】

教育職員の「時間外在校等時間」を、1か月で45時間以内、1年間で360時間以内とする。

(1年単位の変形労働時間制を適用する場合は、それぞれ42時間以内、320時間以内)

※全ての教育職員の時間外在校等時間が上記目標の範囲内となることを目指して取り組み、国指針で目標としている「令和11年度までに、教育職員の1か月当たりの時間外在校等時間の平均30時間程度」の実現を図る。

【目指す姿】

教員一人一人が、「変わってきた」と実感できる働き方改革の推進

【重視する視点】

改革を『自分事』に	ワークライフバランスを意識した働き方を追求し、教職員のウェルビーイングの向上と、子どもたちの学びの伸長
『自走』するチーム	未来につながる教育活動の実現を目指し、対話を通して、学び合い、支え合うチームを構築
地域との『協働』	コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進を図り、地域・保護者・教職員の参画と熟議でバランスある分担を実現

【重点的に実施する取組】

- ① ICTの活用による校務効率化の推進
- ② 保護者・地域等との連携協働
- ③ 部活動休養日等の完全実施
- ④ 副校長・教頭の業務縮減
- ⑤ 働き方改革の意識を高める取組の推進
- ⑥ メンタルヘルス対策の推進等

※目指す姿や重点的な取組の進捗状況を把握するため、別に指標を設定する。

【取組期間】

令和6年度から令和8年度までの3年間とし、道教委、町教委、各学校が緊密に連携・協力しながら、目標の早期達成に向けて全力で取り組む。

4) 保護者や地域住民等への理解促進

- ・ 子どもたちへの教育は、学校、家庭、地域が連携・協働しながら行うものであり、その基盤となる信頼関係の構築や共通認識の醸成が不可欠です。子どもたちに効果的な教育活動を行うという「学校における働き方改革」の趣旨について、保護者・地域住民等の理解を深めるなど、社会全体で認識を共有することが必要です。

このため、各学校においては、業務改善の推進を学校評価に明確に位置付けるとともに、学校運営協議会において議題として取り上げ、保護者・地域住民等とより積極的な

コミュニケーションの下で共通認識を図るなど、説明責任を果たしながら、円滑に学校運営を行うよう努めます。

5) 学校・教員が担う業務の適正化の一層の推進

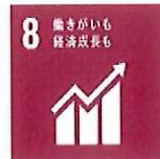
中央教育審議会初等中等教育分科会質の高い教師の確保特別部会「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策(提言)」―国指針で改めて示された「学校と教師のが担う業務に係るの3分類」を踏まえ、必要性が低下し、慣習的に行われている業務について、業務の優先順位を付ける中で思い切って廃止することや、学校内あるいは学校外との関係において適切に連携・分担することができるよう、関係機関等とも連携しながら、地域や保護者の理解の促進に努める。

業務の適正化の推進にあたっては、「3分類」に基づく19項目の具体的な業務やアクション・プランの具体的な取組みも参考に道教委、町教委、学校のそれぞれの役割を果たしながら、取組を進めます。緊急提言であわせて示された「3分類に基づく14の取組の実効性を確保するための各主体による『対応策の例』」も参考に、それぞれが役割を果たしながら、取組を進める。

【学校と教師の業務の3分類】

学校以外が担うべき業務	教師以外が積極的に参画すべき業務	教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務
①登下校時の通学路における日常的な見守り活動等 ②放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応 ③学校徴収金の徴収・管理 ④地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等 ⑤保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応	⑥調査・統計等への回答 ⑦学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 ⑧ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 ⑨学校プールや体育館等の施設・設備の管理 ⑩校舎の開錠・施錠 ⑪児童生徒の休み時間における安全への配慮 ⑫校内清掃 ⑬部活動	⑭給食の時間における対応 ⑮授業準備 ⑯学習評価や成績処理 ⑰学校行事の準備・運営 ⑱進路指導の準備 ⑲支援が必要な児童生徒・家庭への対応

6) 関連するSDGsの目標



Ⅲ 働き方改革推進プランの具体的な取組

1 校務の効率化と役割分担の推進

1) ICTの活用による校務効率化の推進

《町教委》

- ・ 道教委の取組を参考に、校務の効率化を図るとともに、GIGAスクール構想や学校DXを推進します。
- ・ 職員の異動により校務のICT環境の変化による業務負担が生じないよう努めます。
- ・ 学習系の各システムや校務支援システムは、将来的な各システム間での相互運用を踏まえた導入を検討します。特に校務支援システムについては、職員の異動により校務のICT環境の変化による業務負担が生じないよう、計画的に整備します。

《学校》

- ・ 上記の取組を踏まえるとともに、会議資料のペーパーレス化やスケジュール管理のオンライン化、クラウド上の教材の教員間での共有、学校と保護者等間の連絡手段を原則としてデジタル化するなど、校務処理の負担軽減を進めます。

2) 保護者・地域等との連携協働

- ・ 保護者や地域住民が、子どもたちに効果的な教育活動を行うという「学校における働き方改革」の趣旨を理解し、各学校の教育活動に積極的に協力いただけるよう、広報及び情報提供を行います。
- ・ 学校を核として、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える取組が推進されるよう、地域住民が学校の教育活動を支援し、地域とともにある学校づくりに取組んでいきます。

3) 専門スタッフ等の配置促進

- ・ 教職員定数改善や加配制度の充実、教員業務支援員等の配置について、国や道教委に対する要望を継続して行います。
- ・ 全ての小学校で30人以下の少人数学級を編成とするとともに、特別な配慮や支援を必要とする児童生徒に対して、教育活動指導助手や学校支援員を配置します。
- ・ 外国語指導助手2名体制とし、各小学校に派遣します。

4) 学校徴収金の徴収・管理業務の負担軽減

- ・ 学校徴収金の徴収・管理を、「学校以外が担うべき業務」として、町教委の権限と責

任において取組を進めることができるものについて、町教委が取り扱うことや、徴収等の業務を教員が担っている場合には、事務職員が一括して管理することや、口座振替、インターネットバンキングの活用など、教員が関与することがない仕組みを構築するなどの取組を進めます。

2 部活動指導に関わる負担の軽減

1) 部活動休養日等の完全実施

- ・ 生徒の学校生活等への影響を考慮し、けがの防止や心身のリフレッシュを図るほか、教員の部活動指導における負担が過度にならないよう、全ての部活動における休養日等の実施に向けた取組を進めます。
- ・ 部活動の活動時間は、平日2時間程度、休業日3時間程度が原則であって、大会1か月前の活動時間の特例などは例外的な取扱いであり、これを安易に適用することは避けるべきであること、これを実施する場合は勤務時間の適切な割振りを行う必要があることについて、その趣旨の徹底を図ります。
- ・ 部活動休養日・活動時間の徹底に当たっては、関係団体と連携・協力して取組を進めます。

○方針（概要）

① 部活動休養日の実施

- ・ 学期中は、週当たり2日以上 of 休養日を設ける（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上 of 休養日とする。）こと。
- ・ 週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替えること。
- ・ 学校閉庁日を設定する場合は、その期間を休養日とすること。

② 部活動の活動時間

- ・ 活動時間は、長くとも平日で2時間程度、休業日（学期中の週末を含む。）は3時間程度とすること。

※ 上記の部活動休養日及び活動時間の具体的な取扱いの詳細については、「芽室町の部活動の在り方に関する方針」による。

《学校》

- ・ 方針を踏まえ、学校において策定した活動方針に則って設定し、公表した各部活動の休養日及び活動時間等について、校長は、各部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行うなど、その運用を徹底します。

2) 指導・運営に係る体制の構築

《町教委》

- ・ 方針を踏まえ、部活動の指導体制の充実と教員の負担軽減の観点から、学校への部活動指導員の配置を検討します。
- ・ 教員の部活動への関与について、法令や国指針を踏まえて定めた教育委員会規則等に基づき、業務改善及び勤務時間管理等を行います。

《学校》

- ・ 特定の教員に部活動指導業務が集中することがないように、複数顧問の配置などにより、負担の平準化や軽減を図る。
- ・ 部活動の指導、引率等を行う部活動指導員や専門的な技術指導を行う外部指導者を活用するほか、関係機関等との積極的な連携により、部活動の指導体制の充実と教員の負担軽減を図る。
- ・ 教員の部活動への関与について、法令や国指針を踏まえて定めた教育委員会規則等に基づき、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

3) 大会等に係る負担の軽減

《町教委》

- ・ 学校の部活動が参加する大会等の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会等に参加することにより、生徒や部活動顧問の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合や簡素化等を主催者や競技団体等に要請する。

《学校》

- ・ 部活動休養日等が年間を通じて適切に設定されることを前提に、生徒の教育上の意義、生徒や部活動顧問の負担が過度とならないこと等を考慮して、学校の部活動が参加する大会等の回数に上限の目安等を定め、参加する大会等を精査する。

4) 部活動の地域移行展開

《町教委》

- ・ 休日の部活動を段階的に地域の活動へと移行する原則、全て地域へ展開することを目指す国の部活動改革の方向性ガイドラインを踏まえ、国・道と連携し、その実現に向けた検討を進めます。段階的な地域展開を進めます。
- ・ 生徒のスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会の確保に向けて、複数の学校による合同部活動の在り方や、総合型地域スポーツクラブ等との連携拠点校方式の導入拡大や地域クラブ設置に向けた検討を進めます。

《学校》

- ・ 生徒の教育や健全育成に関する専門性と実績を生かし、地域のスポーツ・文化芸術環境の整備に関して、道教委及び町教委の関係部署や地域におけるスポーツ・文化芸術団体等と協力・協働する。

3 学校運営体制の見直しなどによる改善

1) 教頭の業務縮減

《町教委》

- ・ 学校運営の要である教頭が、各種調査等への対応や学校内外の調整等により、特に長時間勤務となっている実態を踏まえ、次の項目を中心に業務負担の解消に向けた取組を進めます。

- ① 学校への調査について、学校側の入力作業等を省略できるよう事前の仕分けを行うなどの取組を不断に進めます。
- ② 学校に関する業務について、校長会や教頭会等との意見交換などで把握した要望などを踏まえ、縮小や簡素化、効率化を検討します。

- ・ 教職員の勤務管理事務や学校の施設管理、保護者や外部との連絡調整など、教頭の業務の負担軽減のため、「副校長・教頭マネジメント支援員」の配置を検討します。

《学校》

- ・ 校長は、組織的な学校運営を行うにあたり、業務内容や業務分担の見直しを進め、副校長・教頭の業務負担も考慮しながら校内体制を整備します。
- ・ 管理職員と一般教員との日頃からの対話を通じて、学校運営への参画意識を醸成するとともに、副校長・教頭の業務の分散化を図ります。

参考例

- ・ 定例の管理職員の打ち合わせや職員会議前の打ち合わせを廃止
- ・ 主幹教諭や学年主任、教務部長等のミドルリーダーが機能する学校組織体制を整備し、組織的な経営参画を図る。
- ・ 受信メール等の印刷やデータ処理、職員の休暇処理、電子キーの管理など、事務職員との役割分担の見直し
- ・ 管内で文書のデータを保存するルールを統一化し、異動後においても教頭間の引継ぎや検索を容易とする。
- ・ 管内で横の連携をつくり、お互いの働き方について情報共有や改善につなげる。

2) 学校行事の精選・重点化

《町教委》

- ・ 学校行事の準備等が教員の過度な負担とならないよう、改めて働き方改革の必要性と意義を保護者や地域に発信するとともに、学校の取組に必要な支援を行います。

《学校》

- ・ それぞれの学校行事の教育的価値を検討し、学校としての体裁を保つためのものや前例のみにとらわれて慣例的に行っている部分をやめ、教育上真に必要とされるものに精選することや、より充実した学校行事にするため行事間の関連や統合を図るなど、学

校行事の精選・重点化を図ります。

- ・ 学校行事においては、地域との連携が多く組み込まれている場合があることから、改めて働き方改革の必要性和意義を保護者や地域へ発信するとともに、学校運営協議会等を通じて共通理解を図ります。
- ・ カリキュラム・マネジメントの観点から、学校行事と教科等の関連性を見直し、従来、学校行事とされてきた活動について、例えば、理科における野外観察や社会科における見学といった調査活動など、その目標や指導内容から教科等の指導と位置付けることが適切なものについては、積極的に当該教科等の授業時数に含めます。
- ・ 学校行事等の準備・運営について、教員業務支援員等と連携するなど、地域人材の協力を得たり、外部委託を活用したりするなどして、準備の簡素化、省力化等を進めます。

3) 適切な教育課程の編成・実施

《町教委》

- ・ 標準授業時数を大きく上回った（小・中学校は年間1,086単位時間以上）教育課程を編成・実施することがないように指導・助言するとともに、余剰時数が過大になっている場合や指導体制を整えないまま標準授業時数を大きく上回る授業時数を計画している場合には、学校における教育課程編成の改善が適切に行われるよう指導・助言を行う。

《学校》

- ・ 各年度の教育課程編成において、余剰時数は必要最小限とし、指導体制や教育課程の編成の工夫・改善等により、指導体制に見合った計画にするなど、適切にマネジメントする。
- ・ 授業時数や行事、行事準備の時間を適正に計画するとともに、年間を見通した計画の下、授業準備、事務処理などの時間を確保するよう工夫する。

4) 適正な勤務時間の管理等

《町教委》

- ・ 各学校に対し、児童生徒等の登下校時刻や部活動、学校の諸会議等について、職員の勤務時間を考慮した時間設定を行うとともに、労働基準法等の規定に基づき職員が適正な時間に休憩時間を確保するよう指導・助言を行う。
- ・ 各学校に対し、やむを得ず「超勤4項目」以外の業務を、早朝や夜間など正規の勤務時間以外の時間帯に実施せざるを得ない場合には、変形労働時間制や週休日の振替など勤務時間に係る諸制度を活用し、正規の勤務時間の割振りや休憩時間の設定を適正に行うよう指導・助言を行う。
- ・ 学校の実情を踏まえ、変形労働時間制や教員が担当する授業や校務の状況などに応じて個別に勤務時間を設定する「シフト制」の導入・活用を検討する。
- ・ 「終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保」する取組（勤務間インターバル）について、実施に向けた効果的な在り方の検討を進める。

《学校》

- ・ 校長は、職員の勤務時間を考慮した上で、児童生徒等の登下校時刻や部活動、諸会議等について、適切に時間設定する。
- ・ 校長は、休憩時間には職員会議を開催しないなど、職員が勤務時間の途中で休憩時間を適切に確保することができるよう取り組む。

5) 「チーム学校」としての取組の推進

《町教委》

- ・ 引き続き「Road」や国の「働き方改革事例集」を積極的に活用するよう促します。

《学校》

- ・ 「Road」を引き続き活用し、改革を推進する「コアチーム」を設置する際には、学年を重視したチーム編成に限らず、学年間を超えたコミュニケーションが可能となるよう、各分掌のリーダーを加えるなど、学校組織全体としてのチーム編成に配慮する。
- ・ コアチームが中心となり、職員を対象にアンケートや客観的なデータをまとめ、働き方改革における自校の課題を全職員で共有するとともに、話し合いの場を設け、職員間のコミュニケーションを図る。
- ・ 明らかになった課題の改善に向けて改革を進めるにあたり、長期的な計画だけでなく、小さな変化や成果を実感できるように短期間ですぐに取りかかれる目標を設定するなど、働き方改革の機運を高める。
- ・ 校長はコアチームと連携し、自校の働き方改革の進捗状況をチェックリストにより把握し、分析するとともに、フィードバックにより学校教育目標を実現するために、経営方針の中に位置付けた働き方改革を見直し、短期・中期的改革に取り組む。
- ・ 国の「働き方改革事例集」や他県等の好事例を参考にし、学校の実情に応じて活用できるものは積極的に取り入れるなど、改革を推進する。

6) 学校の組織運営に関する見直し

《町教委》

- ・ 学校に組織体制の見直しを促すなど、業務の適正化に向けた指導・助言を行う。

《学校》

- ・ 設置されている様々な委員会等のうち、類似の内容を扱う委員会等について、その整理・統合、構成員の統一を図る

4 意識の変容を促す取組

1) 働き方改革の意識を高める取組の推進

《町教委》

- ・ これまでの慣習にとらわれず、教育の質を保ちながら、働き方改革を効果的に進めている事例等を積極的に紹介しながら、学校の管理職の意識改革を一層進める。

- ・ 学校訪問の際に、働き方改革を進める上でP D C Aサイクルを機能させることの重要性を繰り返し指導する。
- ・ 働き方改革の趣旨や目的を踏まえた上で、働き方改革の取組状況を管理職員の人事評価に反映する。
- ・ 管理職を含む教員一人一人が時間を意識した働き方を実践できるよう一層の意識改善を図る。

《学校》

- ・ 校長は、「学校経営方針」や「重点目標」等に働き方改革に関する視点を明確に位置付け、業績評価に係る目標設定に当たっては、働き方改革のマネジメントに関する目標として、例えば、時間外勤務等の縮減する時間や年次有給休暇の取得日数など、具体的な目標を設定する。
- ・ 校長は在校等時間の計測・記録の結果を踏まえ、業務の平準化・効率化を検討するほか、ストレスチェックを活用し、「働きやすさ」や「働きがい」の意識の変化を把握するなど、学校の実情や職員個々の実態を踏まえた効果的な働き方改革を進める。
- ・ 管理職員は、人事評価の面談等の機会を通して、働き方改革に対する共通理解を図るとともに、効率的かつ効果的な業務の進め方について共に考えるなど、職員の働き方に対する意識の醸成を図る。

特に、継続して上限時間を超える職員には当該職員の業務全体を把握し、業務の見直しや優先順位等を指示するほか、他の職員による支援や業務の担当者変更等を検討するなど適切な勤務時間となるよう取り組むとともに、面談を行い、個別の改善計画を作成することなどにより働き方への意識付けを促す。

- ・ 時間外在校等時間が80時間を超える職員又は直近2～6か月間のいずれかの平均で80時間を超える職員については、産業医による面接指導を管理職から徹底するとともに、その結果を踏まえて業務改善を行う。

参考例

- ・ 「自己申告シート」を活用し、各自の具体的な目標、取組状況を確認させることで、長時間勤務の縮減や業務の効率化に対する職員の意識の向上を図る。
- ・ 退勤時刻を掲示する自己申告ボードを設置することにより、退勤時刻から逆算して、業務の内容や順番を考えるよう促すとともに、退勤しやすい雰囲気醸成を図る。
- ・ 年間及び学期毎の「タイムスケジュール」を作成することにより、中期的、長期的に何をすべきか見通しを持ち、計画的に業務を行う意識の向上を図る。

2) ワークライフバランスを意識した働き方の推進

- ・ 学校における働き方改革を着実に進めるため、職員一人一人がワークライフバランス（仕事と生活の調和）の視点を持ち、積極的に実践することができるよう、学校運営体制の見直しなどによる業務の効率化に合わせて、次の取組を進めます。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 月2回以上の定時退勤日の実施② 年2回以上のワークライフバランス推進強化期間の実施③ 15日以上の子次有給休暇の取得促進 |
|--|

3) 働き方改革に関する研修の実施

- ・ 様々な機会を通じ、管理職をはじめ全教職員が自ら勤務時間を意識するよう、各学校においても働き方改革に関する研修を実施するよう促します。

4) これまでの取組の着実な推進

ア 長期休業期間中における「学校閉庁日」の取組推進

- ・ 学校職員が休養を取りやすい環境を整備し、心身の健康を保持するため、長期休業期間中に一定期間の学校閉庁日の取組を継続します。

イ 在校等時間の客観的な計測・記録と公表

- ・ 校務支援システムの機能を適切に運用し、教職員の在校等時間を客観的に計測・記録し公表するとともに、校外において職務に従事している時間についても、できる限り客観的な方法により計測・記録します。
- ・ 各学校においては、在校等時間を計測した結果を踏まえ、職員の健康に配慮するとともに、一部の職員に業務が集中しないよう、業務の平準化、効率化などの取組を進めるとともに、在校等時間が長時間となっている職員への面談を行い、ストレスチェックなども活用し、適切な指導を行います。

ウ 留守番電話の設置による対応の実施

- ・ 緊急の必要性がある場合を除き、教職員が保護者や外部からの問合せ等への対応を理由に時間外勤務をすることのないよう、留守番電話の設置を継続します。

5 学校サポート体制の充実

1) メンタルヘルス対策の推進等

- ・ メンタルヘルス対策を推進するため、ストレスチェックの実施や面接指導が受けられることができる体制を整備し、教職員の健康管理対策を実施します。
- ・ 校長は、職員の適切な労働環境を確保するため、労働安全衛生法に基づき衛生管理者や衛生推進者を選任するなど、労働安全衛生管理体制を確立します。
- ・ 教職員の勤務状況及びその健康状態に応じて健康診断を実施するほか、教職員の健康管理に関し、必要に応じて産業医等による助言・指導を受けるものとします。

2) トラブル等に直面した際のサポート体制の構築

- ・ 学校のみでは解決が難しい課題への対応を支援するため、スクールロイヤーの活用を含め、学校運営を支援する体制を整備します。
- ・ 学校が児童虐待や生徒指導上の諸課題に直面した際に適切に対応することができるよう、警察や福祉部局との連携体制の確立など、関係部局との連携・協力体制を強化します。

3) 調査業務の見直し

- ・ 学校に送信する書類を精査し、縮減に努めます。
- ・ 調査の実施にあたっては、提出期間を十分に確保し、一定期間に調査業務が集中することのないよう配慮します。
- ・ 各種通達や通知などの情報を一元管理し、学校が必要な情報を閲覧できるよう、学校からアクセス可能なクラウド上の共有サービスの活用などを検討します。
- ・ 各種団体等からの作文や絵画コンクール等への出展依頼、子どもの体験活動などの各種団体からの家庭向け配布物について、当該団体に対して、学校の負担軽減に向けた協力を要請します。

4) 研修・会議の精選・見直し

- ・ 定例的に実施している校長会議をはじめとした諸会議については、その必要性の面から改めて見直しを行い、廃止も含めて更なる精選を行います。
- ・ 特に情報の伝達や共有を主な目的とした会議については、書面のみやオンラインでの開催を徹底する。

5) 学校が作成する計画等の見直し

《町教委》

- ・ 各学校に対し、新たな課題に対応した計画の作成を求める場合には、まずは既存の各種計画の見直しの範囲内で対応することを基本とするよう指導・助言を行う。
- ・ 学校単位で作成する計画について、業務の適正化や計画の機能性の向上、カリキュラム・マネジメントの充実の観点も踏まえ、当該計画の内容や学校の実情に応じ、可能な限り統合して作成するよう指導・助言を行う。
- ・ 各教科等の指導計画の有効な活用を図るためにも、学校の実情に応じ、複数の教員が協力して作成し共有するなどの取組を推進する。

6) 主幹教諭等の配置の推進等

- ・ 学校がいじめや不登校などの生徒指導上の諸問題など、様々な課題を抱える中、校長のリーダーシップの下、学校の組織運営体制や指導体制の充実を図るため、主幹教諭の配置とともに国の加配を活用するなどの取組を推進します。

日程第 8

議案第 2 号

芽室町立学校管理規則中一部改正の件

芽室町立学校管理規則の一部を改正しようとするものであります。

令和 8 年 4 月 2 7 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

芽室町立学校管理規則の一部を改正する規則

芽室町立学校管理規則（昭和 51 年教委規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条の 4 中第 2 項を第 3 項とし、第 3 項中「前項」を「前 2 項」に改め、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 前項の措置を講ずるに当たっては、当該措置が、芽室町教育委員会が定めた公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和 46 年法律第 77 号）第 8 条第 1 項に規定する業務量管理・健康確保措置実施計画に適合するものとなるようにしなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

説 明

公立義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の制定に伴い、学校における働き方改革の一層の推進のため、教育委員会における「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定が義務付けられたことから、計画策定に伴う関係例規を整備しようとするものであります。

芽室町立学校管理規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正案	現 行
<p>(学校評価)</p> <p>第9条の4 校長は、学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、教育水準の向上に努めなければならない。</p> <p>2 <u>前項の措置を講ずるに当たっては、当該措置が、芽室町教育委員会が定めた公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第8条第1項に規定する業務量管理・健康確保措置実施計画に適合するものとなるようにしなければならない。</u></p> <p>3 校長は、<u>前2項の評価</u>などを行った場合は、その内容を速やかに委員会に報告するものとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>(学校評価)</p> <p>第9条の4 校長は、学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、教育水準の向上に努めなければならない。</p> <p>2 校長は、前項の評価などを行った場合は、その内容を速やかに委員会に報告するものとする。</p>

日程第9

議案第3号

芽室町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則中一部改正の件

芽室町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正しようとするものであります。

令和8年4月27日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

芽室町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する
規則

芽室町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（平成 31 年教委規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

- (3) 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和 46 年法律第 77 号第 7 条第 1 項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施に関すること。）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

説 明

公立義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の制定に伴い、学校における働き方改革の一層の推進のため、教育委員会における「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定が義務付けられたことから、計画策定に伴う関係例規を整備しようとするものであります。

芽室町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正案	現 行
<p>(協議会の役割) 第7条 設置学校の校長は、設置学校の運営に関して、毎年度次に掲げる事項について、協議会の承認を受けるものとする。 (1)と(2) 一略 - (3) 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号)第7条第1項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施に関すること。 <u>(4) その他校長が必要と認める事項</u> 2～5 一略 - <u>附 則</u> <u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>(協議会の役割) 第7条 設置学校の校長は、設置学校の運営に関して、毎年度次に掲げる事項について、協議会の承認を受けるものとする。 (1)と(2) 一略 - <u>(3) その他校長が必要と認める事項</u> 2～5 一略 -</p>

日程第10

議案第4号

芽室町教育支援委員会委員委嘱の件

芽室町教育支援委員会規則第3条及び第4条の規程に基づき、委員を委嘱しようとするものであります。

令和8年4月27日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

芽室町教育支援委員会委員委嘱（後任）予定者名簿

○委嘱予定者 横 山 一 仁 芽室中学校長
 大 宮 秀 夫 芽室小学校長
 野 津 智 子 上美生中学校教諭

○委 嘱 期 間 令和8年4月1日～令和9年3月31日

○委嘱の理由

令和8年4月1日付の教職員人事異動による欠員または校内人事に伴う変更のため、後任を委嘱しようとするものです。

なお、委嘱期間については、前任者の残任期間とするものであります。

芽室町教育支援委員会委員名簿

委員 12名

委嘱期間 令和7年4月1日～令和9年3月31日までの2年間

氏名	選出区分	所属及び職名	備考
横山 一仁	教育職員	校長会 会長	新規
大宮 秀夫	教育職員	校長会 副会長	新規
三寺 康裕	教育職員	校長会 事務局長	
大倉 夏美	教育職員	芽室小学校教諭	
岡村 彩	教育職員	上美生小学校教諭	
岩見 恭子	教育職員	芽室西小学校教諭	
本間 みちる	教育職員	芽室南小学校教諭	
加藤 晃博	教育職員	芽室中学校教諭	
野津 智子	教育職員	上美生中学校教諭	新規
村上 幸子	教育職員	芽室西中学校教諭	
橋本 拓	関係行政機関の職員	子育て支援課 発達心理相談員	
莖田 千春	関係行政機関の職員	子育て支援課 地域コーディネーター	

芽室町教育支援委員会規則（抜粋）

第3条（組織）支援委員会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

医師、学識経験者、教育職員、児童福祉施設の職員、関係行政機関の職員

○芽室町教育支援委員会規則

昭和60年4月1日教委規則第3号

改正

平成10年4月1日教育委員会規則第10号

平成19年3月26日教育委員会規則第2号

平成27年1月30日教育委員会規則第1号

芽室町教育支援委員会規則

(設置)

第1条 障害のある又は特別な配慮が必要な就学予定者、児童及び生徒に対して、適切な就学の支援を行うとともに、就学後においても一貫した支援を行うため、芽室町教育委員会（以下「教育委員会」という。）に、芽室町教育支援委員会（以下「支援委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 支援委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

(1) 障害のある又は特別な配慮が必要な就学予定者、児童及び生徒の心身の障害の種類及び程度の判断について調査及び審議を行い、その結果を教育長に報告すること。

(2) 教育長が特に必要と認めること。

2 支援委員会は、障害の状態に応じた適切な教育又は就学指導について必要があると認めるときは、教育委員会に意見を具申することができる。

(組織)

第3条 支援委員会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 医師

(2) 学識経験者

(3) 教育職員

(4) 児童福祉施設の職員

(5) 関係行政機関の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 支援委員会に委員長、副委員長各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。
- 3 委員長は必要に応じて会議を招集し会務を掌理する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
(会議)

第6条 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
(専門委員)

第7条 支援委員会は、専門事項を調査するために専門委員を置くことができる。
(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、支援委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年教委規則第10号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年教委規則第2号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年1月30日教委規則第1号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

日程第 1 1

議案第 5 号

芽室町教育研究所職員委嘱の件

芽室町教育研究所運営規則第 2 条の規定に基づき、職員を委嘱しようとするもの
あります。

令和 8 年 4 月 2 7 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

芽室町教育研究所職員委嘱（後任）予定者名簿

○委嘱予定者 菅 原 晴 彦 芽室西小学校校長
 松 浦 諒 芽室西小学校教諭

○委嘱期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日

○委嘱の理由

令和8年4月1日付の教職員人事異動による欠員または校内人事に伴う変更のため、後任を委嘱しようとするものです。

なお、委嘱期間については、前任者の残任期間とするものであります。

芽室町教育研究所職員名簿

委嘱期間 令和7年4月1日～令和9年3月31日

所 属	職 名	氏 名	備 考
芽室西小学校	校 長	菅原 晴彦	
芽室西小学校	教 頭	野村 真実	
芽室小学校	教 諭	小椋 春香	
上美生小学校	教 諭	西川 祐平	
芽室西小学校	教 諭	松浦 諒	
芽室南小学校	教 諭	古高 明日美	
芽室中学校	教 諭	森田 明香	
上美生中学校	教 諭	山本 英司	
芽室西中学校	教 諭	渡邊 優美	

○芽室町教育研究所設置条例

昭和48年6月23日条例第45号

改正

平成27年3月6日条例第10号

令和6年6月4日条例第25号

芽室町教育研究所設置条例

(設置)

第1条 本町における教育の進歩改善に資するため地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の趣旨に基づき教育研究所(以下「研究所」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 研究所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 芽室町教育研究所

位置 芽室町東2条2丁目14番地

(事業)

第3条 研究所は、次の事業を行う。

- (1) 教育に関する専門的事項の調査研究
- (2) 教育関係職員の研修及び教育振興に寄与するための調査研究
- (3) その他目的達成のために必要な事項

(職員)

第4条 研究所に所長ほか必要な職員(以下「職員」という。)を置く。

2 職員は、非常勤とし、芽室町立小中学校教職員のうちから委嘱する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、研究所の組織運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年3月6日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年6月4日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

○芽室町教育研究所運営規則

昭和48年7月14日教委規則第2号

改正

昭和52年12月16日教育委員会規則第6号

平成4年2月27日教育委員会規則第2号

芽室町教育研究所運営規則

第1条 芽室町教育研究所(以下「研究所」という。)の組織及び運営は、この規則の定めるところによる。

第2条 職員の委嘱は22人以内とし、芽室町内小中学校の推せんをまって教育委員会が行い任期は2年とする。ただし、欠員により委嘱された職員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3条 運営に要する経費は、町費その他をもって充てる。

第4条 研究所は、研究所の状況及びその成果を教育委員会に報告しなければならない。

第5条 職員の出張にかかわる旅費は、職員旅費支給条例(昭和26年条例第23号)に準ずる。

第6条 その他研究所の運営に必要な事項は、芽室町内小中学校の意見を聞いて研究所長が定める。

附 則

この規則は、昭和48年7月14日から施行する。

附 則(昭和52年教委規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成4年教委規則第2号)

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

日程第 1 2

議案第 6 号

芽室町立学校における学校運営協議会委員委嘱の件

芽室町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第 3 条第 1 項の規定に基づき、委員を任命しようとするものであります。

令和 8 年 4 月 2 7 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

芽室小学校学校運営協議会委員名簿

委員 14名

任命期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日までの1年間

	氏 名	役 職 等	備 考
1	早 苗 雅 晃	地域住民・元PTA会長	
2	岩 野 真 志	めむろ子どもセンター統括支援員	
3	太 田 久 恵	芽室幼稚園 園長	
4	高 橋 美由紀	主任児童委員	
5	丸 義太郎	保護者代表・PTA会長	
6	正 岡 崇	家庭教育学級代表・PTA副会長	
7	大 宮 秀 夫	校長	
8	齊 藤 雅 哉	教頭	
9	川 口 聖 也	主幹教諭	
10	東海林 巧	教諭（教務）	
11	山 河 愛	教諭（研修）	
12	松 木 秀 英	教諭（指導）	
13	東海林 千 景	教諭（保体）	
14	高 桑 衣 佳	教育コーディネーター	

上美生小中学校運営協議会委員名簿

委員 18名

任命期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日までの1年間

	氏名	役職等	備考
1	河口啓明	上美生地区協議会 会長	
2	齋藤直裕	上美生社会教育協会 会長	
3	川端数昭	上美生地区山村留学推進協議会 会長	
4	横山泰平	上美生町内会	
5	村田 吏	上美生駐在所長	
6	清水和洋	上美生郵便局 局長	
7	北密大士	上美生小中PTA 会長	
8	三上順一	ふるさと交流センター センター長	
9	岡崎 榮太郎	上美生老友クラブ 会長	
10	蘆田千秋	かみびせい星空プラン会議 理事	
11	吉野牧子	学校支援ボランティア	
12	和田秀治	上美生中学校 校長	
13	城石博康	上美生中学校 教頭	
14	山本英司	上美生中学校 教諭	
15	三寺康裕	上美生小学校 校長	
16	福澤知浩	上美生小学校 教頭	
17	水戸部 淳	上美生小学校 教諭	
18	吉藤清孝	教育コーディネーター	

芽室西小学校学校運営協議会委員名簿

委員 12名

任命期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日までの1年間

	氏名	役職等	備考
1	岡田幸造	地域住民・学識経験者	
2	南館直人	地域住民・同窓会長	
3	中田利隆	地域住民	
4	石原美奈子	地域住民	
5	陰元正二	主任児童委員	
6	千葉和範	保護者	
7	大友詠吉	保護者	
8	佐藤良諭	保護者	
9	菅原晴彦	校長	
10	野村真実	教頭	
11	角屋充洋	教諭	
12	高桑衣佳	教育コーディネーター	

芽室南小学校学校運営協議会委員名簿

委員 12名

任命期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日までの1年間

	氏名	役職等	備考
1	北川達也	地域住民	北伏古
2	武藤雅紘	地域住民	上伏古
3	浮田久恵	地域住民	栄
4	畠山裕世	地域住民	中伏古
5	土屋真俊	地域住民	上伏古
6	村瀬佑介	地域住民	坂の上
7	藤井信二	P T A 会長	上伏古
8	新町洋行	校長	
9	佐藤真啓	教頭	
10	本間みちる	教諭	
11	渡辺素子	教諭	
12	高桑衣佳	教育コーディネーター	

芽室中学校学校運営協議会委員名簿

委員 15名

任命期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日までの1年間

	氏名	役職等	備考
1	土屋直道	学識経験者	
2	芦澤右史	地域住民	
3	白川 諭	地域住民	
4	甲斐未悠	地域住民	
5	佐藤道子	主任児童委員	
6	武藤健護	商工会	
7	島影由里香	社会教育委員	
8	四方孝明	PTA会長	
9	横山一仁	校長	
10	樽松正人	教頭	
11	大橋一博	主幹教諭	
12	石川大祐	教諭	
13	市瀬裕大	教諭	
14	飯塚剛史	教諭	
15	高桑衣佳	教育コーディネーター	

芽室西中学校学校運営協議会委員名簿

委員 12名

任命期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日までの1年間

	氏名	役職等	備考
1	大丘輝元	地域代表	
2	岩井和彦	地域代表	
3	入口吉貴	地域代表	
4	棚田英和	地域代表	
5	藤原美紀子	地域代表	
6	竹内悟	民生委員	
7	望月直子	西地区学童代表	
8	平岡早苗	保護者	
9	乙戸貴宏	校長	
10	大橋裕一	教頭	
11	掛水成幸	教諭	
12	高桑衣佳	教育コーディネーター	

○芽室町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則

平成31年2月28日教委規則第1号

改正

令和2年3月31日教育委員会規則第9号

芽室町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第47条の5の規定に基づき設置する学校運営協議会(以下「協議会」という。)に関し、必要な事項を定め、学校の運営に関して芽室町教育委員会(以下「教育委員会」という。)及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の学校運営への参画の促進及び連携強化を図り、もって、学校、保護者及び地域の住民との信頼関係を深め、学校運営の改善及び児童生徒の健全育成に寄与することを目的とする。

(設置)

第2条 教育委員会は、前条の目的を達成するために、その所管する学校ごとに協議会を設置することができる。ただし、二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、二以上の学校について一つの協議会を設置することができる。

- 2 協議会の設置に当たっては、校長からの申請によることができる。この場合において、教育委員会は、校長から提出される設置の狙い等が記載された申請書を考慮した上で、前条の趣旨に沿うと認める場合には、協議会を設置することができる。
- 3 協議会の設置に当たっては、各学校の保護者、地域住民及び校長の意見を反映するよう努めるものとする。

(委員)

第3条 協議会の委員(以下「委員」という。)は、15人(二以上の学校について一つの協議会を設置する場合にあっては、20人)以内とし、校長の推薦を受け、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。ただし、次の第4号に規定する校長については、校長の推薦を要しないものとする。

- (1) 地域住民
- (2) 保護者
- (3) 協議会を設置する学校(以下「設置学校」という。)の運営に資する活動を行う者
- (4) 設置学校の校長、その他教職員

- (5) 学識経験者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

2 委員に欠員が生じたときは、教育委員会は、速やかに新たな委員を任命するものとする。

3 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する非常勤の特別職の身分を有する。

（任用）

第4条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、任期途中の委員の交代等に伴う後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（守秘義務等）

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、委員は次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。
- (2) 委員の地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。
- (3) その他協議会及び設置学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと。

（報償）

第6条 協議会の開催に係り、委員には1回の会議出席ごとに報償費を支払うものとし、報償費の金額は、別に定める。

（協議会の役割）

第7条 設置学校の校長は、設置学校の運営に関して、毎年度次に掲げる事項について、協議会の承認を受けるものとする。

- (1) 教育目標及び学校経営計画
- (2) 教育課程の編成に関する基本方針
- (3) その他校長が必要と認める事項

2 校長は、前項の規定により承認を得た基本的な方針等に従って、その権限と責任において学校運営を行うものとする。

3 協議会は、第1項各号に掲げる事項のほか、設置学校の運営に関することについて、教育委員会又は当該設置学校の校長に対して意見を述べることができる。

4 協議会は、第2条に定める趣旨を踏まえ、設置学校の職員の採用その他の任用に関する事項について、教育委員会に対して意見を述べることができる。

5 協議会は、前2項の規定により教育委員会に意見を述べるときは、あらかじめ、当該設置学校の校長の意見を聞くものとする。

(学校運営等に関する評価)

第8条 協議会は、毎年度1回以上、設置学校の運営状況等について、評価を行うものとする。

(住民の参画促進等の情報提供)

第9条 協議会は、設置学校の運営について、保護者や地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めなければならない。

2 協議会は、保護者や地域住民等に対して、その活動状況に関する情報を積極的に発信するとともに、保護者や地域住民等の意見、要望等を把握し、その運営に反映するよう努めなければならない。

(協議会の組織)

第10条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。ただし、当該設置学校の校長その他教職員を会長又は副会長に選出することはできない。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の運営)

第11条 会長は、校長と協議の上、協議会の会議を招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は会長の決するところによる。

4 会長は、必要があるときは、校長と協議の上、委員以外の第三者に会議の出席を求め、意見を聞くことができる。

(会議の公開)

第12条 協議会の会議は、原則公開とする。ただし、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。会長は、傍聴人が指示に従わないときは、退場させることができる。

(研修等)

第13条 教育委員会は、委員に対して、協議会において必要な事項について正しい理解を得るために、必要な研修等を行うものとする。

(指導及び助言)

第14条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて協議会に対して指導及び助言を行うものとする。

2 教育委員会及び設置学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。

(委員の解任)

第15条 委員会は、委員から辞任の申出があったときのほか、委員が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、委員を解任することができる。

(1) 第5条に違反したとき

(2) 心身の故障のため、職務を遂行することができないとき

(3) 第3条第1項各号に定める者に該当しなくなったとき

(4) 前各号に定めるもののほか、その他、解任するに相当する事由が認められるとき

2 設置学校の校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日教委規則第9号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

日程第 13

議案第 7 号

芽室町社会教育委員委嘱の件

芽室町社会教育委員設置条例第 2 条及び第 4 条の規定に基づき、委員を委嘱しようとするものであります。

令和 8 年 4 月 27 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

芽室町社会教育委員名簿

区 分	氏 名	所 属 等	備 考
学校教育関係	おおみや 大宮 ひでお 秀夫	芽室町立芽室小学校長	新任
学校教育関係	よこやま 横山 かずひと 一仁	芽室町立芽室中学校長	新任

※ 任期 令和8年4月1日から令和9年5月31日

○芽室町社会教育委員設置条例

平成15年 3月26日条例第34号

芽室町社会教育委員設置条例

社会教育委員の定数及び任期に関する条例（昭和24年芽室町条例第31号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条第1項の規定に基づき、芽室町社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

（定数）

第2条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

2 委員は、15人以内とする。

（委員長等）

第3条 委員に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。

（任期）

第4条 委員の任期は2年とし、欠員の生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（招集）

第5条 委員の会議は、委員長が招集する。

（解嘱）

第6条 教育委員会は、特別の事情があると認めるときは、委員の任期中でも委員を解嘱することができる。

（委任）

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の社会教育委員の定数及び任期に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第1条の規定により置かれている社会教育委員は、この条例による改正後の芽室町社会教育委員設置条例（以下「改正後の条例」という。）第1条の規定により置かれた芽室町社会教育委員とみなす。

3 この条例の施行の際現に改正前の条例第1条の規定により芽室町社会教育委員

に任命されている者は、改正後の条例第2条第1項の規定により芽室町社会教育委員として任命されたものとみなす。この場合において、委員の任期は、その者が改正前の条例第1条の規定により任命された日から起算する。

日程第 1 4

議案第 8 号

芽室町地域クラブ推進協議会委員委嘱の件

芽室町地域クラブ推進協議会設置規則第 3 条の規定に基づき、委員を委嘱しようとするものであります。

令和 8 年 4 月 2 7 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

芽室町地域クラブ推進協議会委員名簿

	氏 名	所 属
1	横 山 一 仁	芽室中学校 校長
2	和 田 秀 治	上美生中学校 校長
3	乙 戸 貴 広	芽室西中学校 校長
4	大 宮 秀 夫	芽室小学校 校長
5	貫 田 正 博	芽室町スポーツ推進委員
6	大 丘 輝 元	芽室町スポーツ推進委員
7	岩 野 真 志	芽室町社会教育委員
8	小 林 孝 裕	芽室町スポーツ少年団本部
9	類 家 裕 介	芽室町 PTA 連合会
10	平 岡 早 苗	めむろ町民活動支援センター
11	松 尾 雄 斗	有識者
12	丸 亜 沙子	有識者

※委嘱期間 令和8年4月1日～令和11年3月31日（3年間）

芽室町地域クラブ推進協議会設置規則

(趣旨)

第1条 この規則は、芽室町地域クラブ推進協機会(以下「協議会」という。)の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 協議会が所掌する事項は、次のとおりとする。

- (1) 部活動の地域展開に係る調査研究に関すること。
- (2) 部活動の地域展開に係る仕組づくりの検討に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、部活動の地域展開に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会の委員は学校関係者その他関係団体等から教育委員会が適当と認めた者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する。

2 委員は12名以内とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。

4 副会長は、委員の互選により選出し、会長を補佐し、会長に事故があるときはこれを代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し議長は会長が当たる。ただし、委員の委嘱又は任命後の最初の会議は、教育委員会が招集する。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、生涯学習課において処理する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和6年5月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。(令和8年3月13日決定)

日程第15

議案第9号

芽室町図書館協議会委員委嘱の件

芽室町図書館設置及び管理条例第6条第2項及び第4項の規定に基づき、委員を委嘱しようとするものであります。

令和8年4月27日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

芽室町図書館協議会委員委嘱予定者

○委嘱予定者 菅原 晴彦 芽室西小学校長
 浅井 邦昭 芽室高等学校長

○委嘱期間 令和8年4月1日 ～ 令和9年5月31日

○委嘱の理由

吾妻昌三委員、藤田博史委員が令和8年3月31日付けで芽室西小学校長、芽室高等学校校長を退任したことに伴い、芽室町図書館設置及び管理条例第6条第4項の規程に基づき後任の菅原晴彦氏、浅井邦昭氏に図書館協議会委員を委嘱しようとするものであります。

芽室町図書館協議会委員名簿

所 属	氏 名	備 考
学校教育関係者（芽室西小学校長）	スガワラ ハルヒコ 菅原 晴彦	予 定 者
学校教育関係者（芽室西中学校長）	オツト タカヒロ 乙戸 貴宏	
学校教育関係者（芽室高等学校長）	アサイ クニアキ 浅井 邦昭	予 定 者
社会教育関係者（こずえの会）	モリ エリコ 森 エリ子	
社会教育関係者（おやっこおはなし会）	イチカワ ナツコ 市川 奈津子	
学識経験者 公 募	タナカ ミサエ 田中 美佐枝	
学識経験者 公 募	コバヤシ ムツミ 小林 睦未	
学識経験者 公 募	コダマ ヒロシ 児玉 浩史	

※予定者任期 令和8年4月1日～令和9年5月31日

○芽室町図書館設置及び管理条例

平成12年3月10日条例第8号

改正

平成24年3月13日条例第2号

芽室町図書館設置及び管理条例

芽室町図書館設置及び管理条例（平成元年条例第10号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）第10条の規定に基づき、芽室町図書館（以下「図書館」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集、整理保存して町民の利用に供し、その文化、教養、調査、研究、レクリエーション等に資するため、芽室町に図書館を設置する。

2 前項の図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 芽室町図書館

位置 芽室町東4条3丁目6番地1

（職員）

第3条 法第13条の規定に基づき、図書館に館長及び専門職員等必要な職員を置く。

（入館等の制限）

第4条 教育委員会は、管理上必要があると認めるときは、図書館の入館又は利用について制限を設け、その他必要な条件を付することができる。

（損害の弁償）

第5条 利用者が、施設、設備、器具及び図書館資料等を甚だしくき損、又は汚損、若しくは紛失したときは、現品又は相当の代価をもって弁償させることができる。

（図書館協議会）

第6条 法第14条の規定に基づき、芽室町図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が任命する。

3 委員の定数は、10人以内とする。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前項の規定にかかわらず、教育委員会は特別の事情があるときは、任期中でも委員を解職することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の芽室町図書館設置及び管理条例（以下「改正前の条例」という。）第5条の規定により置かれている芽室町図書館協議会は、この条例による改正後の芽室町図書館設置及び管理条例（以下「改正後の条例」という。）第6条の規定により置かれた芽室町図書館協議会とみなす。

3 この条例の施行の際現に改正前の条例第5条の規定により芽室町図書館協議会の委員に任命されている者は、改正後の条例第6条第2項の規定により芽室町図書館協議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、委員の任期は、その者が改正前の条例第5条の規定により任命された日から起算する。

(芽室町公共施設の暴力団排除に関する条例の一部改正)

4 芽室町公共施設の暴力団排除に関する条例（平成10年条例第2号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成24年3月13日条例第2号）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に改正前の条例第6条の規定により芽室町図書館協議会の委員に任命されている者は、改正後の条例第6条第2項の規定により芽室町図書館協議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、委員の任期は、その者が改正前の条例第6条の規定により任命された日から起算する。

日程第 16

議案第 10 号

令和 8 年度芽室町一般会計教育費補正予算の議案に対する意見申し出の
件（非公開）

令和 8 年度芽室町一般会計教育費補正予算案に対する意見について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、町長に対し申し出ようとする
ものであります。

令和 8 年 4 月 27 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

教推第19号

令和8年4月27日

芽室町長 手島 旭 様

芽室町教育委員会教育長 程野 仁

令和8年度芽室町一般会計教育費補正予算案について（申出）

このことについて、別添のとおり措置いただきますよう、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条及び芽室町教育委員会事務委任規則に基づき、申し出ます。

（教育推進課教育総務係）

追加日程第 1

議案第 1 1 号

訴えの提起に関する議案に対する意見申し出の件（非公開）

地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定に基づく訴えの提起に関する意見について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定に基づき、町長に対し申し出ようとするものであります。

令和 8 年 4 月 2 7 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

教推第24号
令和8年4月27日

芽室町長 手島 旭 様

芽室町教育委員会教育長 程野 仁

訴えの提起に関する議案に対する意見について（申出）

このことについて、別添のとおり措置いただきますよう、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条及び芽室町教育委員会事務委任規則に基づき、申し出ます。

（教育推進課教育総務係）